令和元年度第1回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和元年6月26	日(水) 厚生労働	省専用第13会議室	
委員(敬称略)	第一分科会長	浅岡 輝彦 あさ	ひ法律事務所 弁護士	
	委員	筧 淳夫 工学	院大学建築学部 教授(欠席)	
	委員 7	枝松 広朗 あお	ば公認会計士共同事務所 公認会計	士
審議対象期間	原則として平成3	1年1月1日~平成	31年3月31日の間における調達	案件
抽出案件	11件	(備考)		
報告案件	0件		、各部局に設置された公共調達審査会	で審議さ
審議案件	11件	れた案件について	報告を受けたものである。	
意見の具申または勧告	なし			
委員からの意見・質問に対する回	意見	し・質問	回 答	·
答等	下記	のとおり	下記のとおり	

【審議案件1】

審議案件名 : 九州厚生局熊本事務所旧庁舎原状回復工事

資格種別 : -

選定理由: 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため

発注部局名 : 九州厚生局

契約相手方 : 株式会社竹中工務店熊本営業所

予定価格 : 3,650,400円 契約金額 : 3,650,400円 落札(契約)率:100%

契約締結日:平成31年2月25日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第1	02条の4第3号に基づく随意契約を行った。
意見・質問	回 答
随意契約の理由書を見ますと、賃貸借契約を行っている中	そうですね、原契約というのを 20 ページから付けてい
で原状回復工事については、ビルの賃貸者側の契約の中で竹	ます。
中工務店を指定業者にしているということのようですので、	
随意契約の理由としては妥当なものかなとは思いますが、そ	
もそも賃貸契約をされたときに、指定業者について、今回の	
ような原状回復になったときにどうしても競争性が排除され	
てしまうということから、株式会社竹中工務店オンリーだと	
いう契約はちょっと困るということで、契約内容でそこの部	
分を外すことはできなかったのですか。	
第14条のところに確かに書いてありますね。	排除するかどうかというところについては、私どものビ
	ルの、庁舎の移転というのは、これまでも複数回やってお
	り、その折にも指定業者、施工業者がやるのですが、そち
	らは今までも契約をしていたということもあり、今回も同
	様の契約をそのまま履行しました。この部分について特に
	何か排除するとかということは、実際に申しておりませ
	λ_{\circ}
ビルの根本的な工事については、確かに施行業者の株式会	はい。
社竹中工務店がやることについては合理的だとは思います	
が、その他の、賃貸契約ですので間仕切とか、そういった工	
事ですね。	
そういった工事までビルの建設業者である株式会社竹中工	契約に当たって、原状回復に関する規則項目に、「甲が
務店が必ずやる必要があるのか、少し疑問があるように思い	別に交付する貸方基準書」というのがあり、ここの中で株
ますが、いかがですか。	式会社竹中工務店を指名しているわけです。そこについて

	は、これまでも繰り返しそういう形で契約していたという
	ところもあり、何ら疑問もなく契約に至ったというところ
	です。
これが普通の賃貸契約のやり方だということであれば、あ	はい。
えてこのビルが指定業者として株式会社竹中工務店を指定し	
てきてしまっていることに対して、少し意見が入る余地がも	
しあるのであれば、契約の段階からやるべきだったと思いま	
す。	
- そうであるならば随意契約の中で、価格の適正性というも	スムズナカ 却処な地陸ズキカいのかしいるしこてから
	そうですね、契約を排除できないのかというところから
のが担保されなければいけないと思います。予定価格算出内	
訳書の内容を見ますと、指定業者であるので同社の見積額を	わず、整備に要した資材の買取り請求、費用の償還請求等
予定価格としますと書いてあります。これは少しいかがなも	の一切を主張しないというのがそもそも入っており、その
のかと思いますが、どうですか。要するに、その中に他社の	ことによって、業者が提出した見積りを鵜呑みにしてい
参考見積りであったり、市況であったり、過去の実績であっ	る、そのまま参考価格としているというのが実態でした。
たり、そういったものを参考にしつつ、本当にこの見積額が	
適正な価格なのかどうかという分析過程が調書の中からは一	
切見受けられないのですが、いかがでしょうか。	
完全に競争性を自ら排除しているという感じですので、そ	はい。
の辺を今後考えていただいて、価格の適正性を担保する環境	
を整えていただきたいと思います。	
有益費、必要費を償還請求しないということと、適正な価	141)
格で工事をさせることとは別に矛盾することではないのです	
よね。ですので、もしこういうような言い方で予定価格を決	
めるなら、その業者の言いなりになってしまいます。	
例えばやる可能性が皆無な工事について、合見積というの	はい。
はなかなか難しいだろうけれども、ほかの方法で、この業者	
が出した見積りが適正な価格なのか、それとも言いなりにな	
るだろうから余計な金額まで乗っけた価格なのか、そこはき	
ちんと予定価格を立てるときに検証しなければいけません。	
そうしていただきたいと思います。	
随意契約理由では業者が指定されていて、他社と契約した	これは、会計法第29条3第4項、契約の性質若しくは目的
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
場合は多額の移転費用が生ずるみたいなことが書いてあっ	
て、これはどうしてこういう書き方なのですか。	とを指しているということで、特に理由を記載しなくても
	明らかになっているのではないのかと思ったのです。これ
	に加えることとして、当該ビルの原状、移転費用うんぬん
	というところですが、ここについては移転費用、すなわち
	原状回復工事においてビルの貸主側が当該工事を施工す
	る業者を指定しているということで、他社と契約すること
	によって別途費用が発生し、より高価な契約になってしま
	う。そういうことでこの一文を入れました。
その文脈がよく分からないのですが、ダブルで請求されて	
しまうかもしれないということを言っているわけですか。	ほかの業者と契約すると、別途違約金なり何なりが発生し
しよ / パ U U4 U/4 V 'C V ' / ことでロッ (V ' ② 4/V) (9 // 1/ 5)	て、株式会社竹中工務店以外の契約になるとより高価にな
	ってしまう。だから、株式会社竹中工務店が安くなる、そ
	のために不利益を被る、という意味で書いています。
恐らくそういうことにはならないのだと思います。今は株	
式会社竹中工務店が指定されているので、他の業者とは出来	
ないというだけで足りたはずです。	
(分科会長の意見)	
この案件については、特にありません。	
この米片にフいては、付にめりません。	

【審議案件2】

審議案件名 : 福岡空港検疫所支所放送音源作成業務及び放送設備入替作業

資格種別 : -

選定理由: 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため

発注部局名 : 福岡検疫所

契約相手方 : 株式会社九州日立システムズ

予定価格 : 2,376,000円 契約金額 : 2,376,000円 落札(契約)率:100%

契約締結日 : 平成31年2月25日

(調達の概要)

会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号に基づく随意契約を行った。		
意見・質問	回答	
製造というふうにお考えでいらっしゃると思うのですが、	物品購入も一部あるという認識はあります。ただ、放送	
250 万以内なので少額随契と判断されたようですけれども、	音源の作成が主業務であるということで、製造としまし	
見積書等を見たときに、物品の購入ではないかという疑問が	た。製造、物品・役務のどちらでも少額随契の範囲内とい	
少しあります。物品購入だという認識はなかったということ	うこともありましたので、主契約が音源作成ということ	
ですか。	で、主契約の条文を取って少額随契としました。	
問題はないと思います。あと、予定価格の算定方法につい	久しぶりの案件ということもあったので、前回の調達状	
てです。これは参考見積りを3者からお取りになって、その	況も分からない状況で、それで3者見積りを取得したので	
うちの1つを参考見積価格の最低価格だということで、予定	すが、言われるとおり実勢価格までは意識は及んでいなか	
価格のほうにされていらっしゃるようですが、最低価格を予	ったかと思います。	
定価格にする場合、例えば通常であれば過去の実績を確認し		
たり、最近の市況を反映する実勢価格を見てみたりと、そう		
いう分析過程がこの調書を見る限りはないのですけれども、		
いかがでしょうか。		
そうすると、最低価格が本当に実勢価格だったかどうかと	音源作成というのは、かなり特殊なものですので、抜け	
いうことの検証が抜けていたということになりませんか。	ていたというよりは調べる手段があまり思い付かなかっ	
	たという意味で、3者から見積りを取得するのは、市場価	
	格調査としていたしました。	
この案件については、過去の実績もないのですか。	過去の実績もあるかとは思いますが、平成 11 年に作成	
	したものですので、資料が見つからなかったということも	
	あると思います。	
(分科会長の意見)	はい。	
予定価格の算出過程をもう少し厳密にされるようにしてく		
ださいますか。		

【審議案件3】

審議案件名 : 国立療養所東北新生園電気設備幹線等切替整備工事実施設計業務

資格種別 :測量・建設コンサルタント等業務-建築関係コンサルタント(「B」及び「C」ランク)

選定理由 :総合評価落札方式を実施している案件中、1者応札であり、落札率が高いため

発注部局名 : 国立療養所東北新生園 契約相手方 : 株式会社SUN総合

予定価格 : 2,894,400円 契約金額 : 2,700,000円 落札(契約)率:93.28%

契約締結日 : 平成 31 年 3 月 20 日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社SUN総合が契約の相手方とな った。落札率は93.28%である。

意見・質問	回答
一般競争入札の中の最低価格落札方式ではなくて総合評価	はい。こちらは、本体の電気設備幹線切替整備工事の発
落札方式を採用した理由はどういうところにあるのですか。	注額によって総合評価方式を選択するというようなガイ

これは設計業務ということですよね。 ドラインになっており、総合評価方式を採用しておりま す。 詳しく教えてください。 設計業務の場合、本体で行う工事の規模によってプロポ ーザル方式、総合評価落札方式、一般競争入札方式、こち らは最低価格になりますが、この3つの中から選ぶように というガイドラインが出ておりまして、その価格が総合評 価方式。 総合評価方式だったから選んだということですか。 はい。 これは最低価格落札方式では駄目な案件なのですか。 そうですね、金額的に総合評価方式を選択しました。 総合評価落札方式ですが、技術評価の中で、この資料を見 電気設備の設計業務については需要がもうひっ迫して、 る限りにおいてあまり、この中に議事録もありますが、例え もともと当地というか、国立療養所東北新生園近辺は東 ば、この業者はやる気がないとかいうことが議事録にも書い 日本大震災の復興工事が立て込んでおり、まず最初に防災 てあるのですが、技術評価過程の中で、あまりいい評価が得 避難設備を竣工して、今は徐々に各市町村の庁舎が水没し られていないのです。業務実施方針及び手法というものがあ たりしたところが移ってきて、ようやくやっと一段落つい ります。恐らく、これを委員の方が見て、あまりやる気がな」たところ、去年から小中学校の冷房設備の整備というもの いのではないかというようなことが書いてあるのですが、そ が始まりました。こちらはもう、ほとんどが動力というか、 の辺についてはいかがですか。 200V の電源を持っていない施設がほとんどですので、そ ちらの工事がもういきなり宮城県だけで100戸、200戸と いうような規模で発注が出ており、そもそもが設備設計、 電気設計がもうひつ迫していて、来てくれないという状況 があります。A社も、普段であればもうちょっときめの細 かい仕様書なり技術評価書を出してくるところではある のですが、多忙なものですから、見た方はそういう印象を 持たれたのかなと思いますけれども、影にはそういう事情 があるということで御了承いただきたいと思います。 当時の状況というのは、もうこの時点でなかなか来てく 技術評価点が 50 点満点中 18.7 ということで、40%にも満 たない技術評価、100点満点中だと40点ということになると れる業者自体がなく、向こうも多忙な中、不完全なもので 思います。技術評価の評価表を見ますと、項目によっては 0 はあるけれども、それを承知でこちらで受け付けたという 点というような項目があるのですが、その辺はどのようなお 面があります。もうちょっと時間を置いてやればよろしか 考えで決定されたのでしょうか。評価表がございますけれど ったのかもしれませんが、何分、仕様のとおり、まず総合 も、例えば真ん中のところ、満点4点中0点、一番下のとこ 診療棟の工事が控えており、その受電設備の容量が足りな ろの「CPD 取得単位を評価」、これが 5 点満点中 0 点、この いというのが出てきました。それで受電設備あるいは幹線 ような業者が選択をされて、ちょっと心配だなと思いますが┃更新工事、それに先立つ設備・設計ということで逆算した いかがですか。 スケジュールから行きますと、これがもうぎりぎりの線で 受けています。 業者の側にとっても非常にタイトなスケジュールの中で 出してもらったという部分があり、その辺、この点数でい かがなものかというご意見はもっともな発言です。その趣 旨も分かるのですが、もう当地ではひっ迫していて、とに かく受けてくれる業者がないという状態、実際、一者応札 という状況です。なかなか、各々、掛け持ちももう限界に

もちろん、そのような状況は重々理解できます。入札日が 3月に入ってしまっていますが、もう少し早い時期に準備を することはできなかったのですか。

開札調書ですが、1回目から2回目に入れた額が少し下げ 過ぎの入札価格ではないかと思いますが、いかがですか。

本体工事の仕様がなかなか決まらなかったという点があって、それに先立つ設計ということでその時期になりました。

るを得なかったという状況です。

なっておりまして、2つ、3つ抱えている中で来てもらったという事情があって、中身的にはちょっと不満足な点は多々あったように聞いておりますが、それでもスケジュール優先ということで、一応こういうような業者に発注せざ

業者の入札価格の意図というのは、想像の範囲で答える しかないのですが、1回目は業者の言い値といいますか、 この値段で取れたらいいなという、あくまでも希望的な価 格を入札してきたように思います。

2回目はいざ実例というか、実際動いている価格という

_	T
	ことで、もう完全な売り手市場ですので、あわよくば高い 値段で取れれば取りたいという、どこの業者もそういうも
	のがもう見え見えの状況です。
	まして、最近はオリンピックの関係で東北の業者も東京
	の電気設計をしているという状況です。現に、A社も東京
	支社で、本省の仕事も何かやっているという話も聞いてい
	ます。
今の本体工事というのは何ですか。	本体工事というのは電気設備幹線等切替整備工事です。
	それに先立ち、総合診療棟の工事というのがあり、そちら
	の電気容量が足りないという面も出てきまして、併せて老
	析化した幹線設備等も切替工事を行うということです。本
	体工事が何回も出てきて、ちょっと混乱していますけれど
	も、基本的には電気設備幹線等切替整備工事を指していま
	す。
■ 総合評価落札方式を取る、金額の基準となった本体工事と	■ 7。 ■ 電気設備等切替整備工事です。
いうのは何ですか。	电风风师 守奶有 走佣工事 () 。
	hh y 7 5 m.h
それは、国立療養所東北新生園電気設備幹線等切替整備工	はい、そうです。
事ですか。	
幾らでしたか。	確か1億400万円位だったという気がしたのですが。
	これはあくまでも電気設備の切替工事になります。
全加工事についての設計というのかこれですか。 これは付随する工事、今の本体工事に付随する工事の実施	
設計業務ですよね。	れそのものですね。
工事についての設計というのは設計が始まって工事の内容	
が決まってくるのだろうと思うのです。設計の方が後になる	ですが、建屋そのものは新エネルギー棟が既に建ってお
ということはないと思うので、本体工事の設計は一体どうな	
ったのかなと思って聞いています。	診療棟の工事がある、ということです。
今、本体工事と言っているのは何を言っているのですか。	本体工事は電気設備工事になります。
では、その設計はどうしたのですか。	切替整備工事はこの設計で行います。
よく分かりませんが、本来はその工事内容を決めるための	はい、そうです。これが終わった後に実際の工事の発注
設計が先行するのではないのですか。その設計が決まって仕	
様が決まって、それでは工事についてどこに発注しようかと	のリアの送電の工事、入札があります。
いう話になるのではないでしょうか。	
	- よとの土はより土では何な何でなっしていてしょこ
そうすると、今の総合評価落札方式をするかどうかの基準	
となる本体工事は一体何なのでしょうかということです。	形になります。
設計前に概算額を出すのですか。	そういう扱いになっております。
設計しなければ分からないのではないですか。	その辺、矛盾していると言えば矛盾している部分がある
	のですが、あくまでも工事本体の概算額を基にプロポーザ
	ルなり総合評価、あるいは一般競争入札を選択するという
	ことになっています。あらかじめ、こちらの営繕計画書な
	り施設整備室と相談して、概算額で設計業務の入札方式の
	選択というのは決まっています。きっちりしたものが出る
	前に選んでいるという点では何か変な印象を受けますけ
	れども、そういう流れになっています。
┃ ┃ 設計が先で工事本体の内容というのはそれから決まるのだ	
	マラではなくで、本体の工事の概算領を昇出して、その 内容によって設計業務がどの方式を採用するかが決まる
ろうと思うのですが、そうではないのですか。	
F1. h) 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	という流れになっていると聞いています。
何かおかしいですね。どういうものを作りたいのかまず設	
計をしてもらって、それからその設計に基づいて工事内容が	
決まるというのが本来だと思うのに、あらかじめ工事の内容	
を設計もしないで決めておいて概算額を出して、その概算額	
から大体設計料がどの位になるか考えて総合評価落札方式を	
選んだということになるわけですか。	

(分科会長の意見)

この案件については、特にありません。

【審議案件4】

審議案件名: 六甲アイランド出張所食堂・厨房施設改修工事 資格種別: 建築工事-建築一式工事(「C」又は「D」ランク)

選定理由:一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が高いため

発注部局名 : 神戸検疫所

契約相手方 : 株式会社馬場工務店

予定価格 : 15,930,000円 契約金額 : 15,876,000円 落札(契約)率:99.7%

契約締結日:平成31年1月25日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社馬場工務店が契約の相手方となった。 変札 率は 99.7%である

一	有心化かめり、休式会任馬場上務店が契約の相手力とな - 1
意見・質問	回 答
落札率が高い、しかも一者応札で落札金額が極めて高いということですが、この 99.7%が実現できた理由にはどういう	理由というか経緯になるのですが、まずこちらの工事の 設計は別業者に委託して、その時に工事費の積算項目を作
ものがありますか。	ってもらいました。それに神戸検疫所の職員が積算資料、国土交通省積算基準、コスト情報資料、そういったもので単価を引っ張ってきて作ったものが予定価格となります。
	それが偶然というのか、こういう近い金額で落札すること ができたという経緯になります。
99.7%ということはもう、ほぼ当てましたという価格になると思うのですが、それは偶然ですか。	ません。
何か予想できるような、周辺情報がキャッチされているというようなことは考えられないですか。不正とかそういうことではなくて、何らかの情報がその業者の方で分析できるような情報が流れてしまっているというようなことはないですか。	いので、情報が我々のほうから流れるということはないと
予定価格の算定方法ですが、設計業者 1 者からしかもらっていないのですか。	契約した設計業者1者からしかもらっていません。
本当に予定価格として適性なのかという分析はしました か。	価格自体は市販で売っている単価表を使用しており、業者から出されたものがそのまま予定価格になっているというわけではありません。
何らかの修正が加えられているということですか。	はい、そうです。
分析をして適正な単価にしているということですね。	はい。
株式会社馬場工務店の施工実績ですが、その中に六甲アイランド出張所厨房改修工事ということで、全く同じ案件がこの中に過去の実績としてあるのですが、これは今回とどういう関係があるのですか。	ですが、その前に原状回復として税関の方が発注した業務
「改修工事」という表題ですよね。	はい。
全く同じですね。	そうですね。ただ、これは中身としては原状回復をして 改修をするというものです。
原状回復というのはいわゆるスケルトンにするとか、そういう話ですか。	そうです、厨房のものを取り払うとか。そういうものを 取り払って元の、何もない空間に戻すのが原状回復になり ます。
それが「改修工事」という表題で行われたということです か。	はい、そのようです。
では、実績があるので大丈夫だということで、この株式会 社馬場工務店に資格はあるということですね。	はい。

設計業者の方から金額が漏れているという疑いは抱かなか	仮にそういう疑念が出たとしても、そういった場合、逆
ったのですか。	にどのように調べる方法があるのかがちょっと分からな
	い状況です。
例えば、入札価格について内訳を示してもらう、内訳を示	ちょっと内訳までは、把握していないのですが、おそら
して対比するとか。	く通常であれば内訳は取るものと思います。
そうですね、それで対比すると何が合っていて何が合って	はい。
いないのか、漏れている可能性があるのかないのか、ある程	
度推測が付きますよね。	
積算資料というのは、これは設計業者の積算資料でしょ。	はい、そうです。
ほぼ、これに基づいて予定価格の積算資料を作ったのです	はい。
ガル。	
(分科会長の意見)	はい、承知しました。
1 回でもってこの金額が出るのは、やはりちょっと不自然	
なので、もし今後こういうことがあれば内訳を取って対比し	
てみてもらいたいと思います。	

【審議案件5】

審議案件名 : 国立医薬品食品衛生研究所 旧庁舎解体撤去及び土壌汚染対策等工事設計業務一式

資格種別:建築関係コンサルタント(「A」又は「B」ランク)

選定理由:一般競争入札を実施している案件中、最も契約金額が大きく、1者応札であるため

発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方 : 株式会社オオバ東京支店

予定価格: 266, 331, 329円契約金額: 232, 200, 000円

落札(契約)率:87.2%

契約締結日 : 平成 30 年 7 月 18 日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社オオバ東京支店が契約の相手方となった。落札率は87.2%である。

となった。落札率は87.2%である。	
意見・質問	回 答
入札された業者が1者ということだったのですが、何かも	我々が当初考えていた資格要件というものがあったの
う少し入札参加者を増やす手立てはないものでしょうか。	ですが、そこをいろいろ省内の担当部署ともやりとりをさ
	せていただいて、なるべく窓口を広げられるような努力は
	させていただいたつもりではあったのですが、公告期間に
	ついても政府調達案件ではなかったのですが、47 日とい
	うことで政府調達に近い数字、50 日近い数字を確保した
	ところですが、結局のところは1者しか応札がなかった。
	今回の業務については入札説明会も工事関係ということ
	で開催をできないため、基本的には連絡があったところに
	ついては旧庁舎等も案内しようと思っていましたが、そも
	そも問合せが全くなかったという状況です。
参考見積りをA社からも取っていますが、A社はどうして	
入札に参加しなかったのでしょうか。	で、なかなか人材の確保等が難しいということで。ただ、
	我々としては市場実勢価格を知りたいというところがあ
	りましたので、参考に、もし入札する際の参考価格を見積
	りで、概算で頂けますかということで、御協力だけは頂い
	たというところです。
これは、やはり規模がかなり大きいからということが最大	
の理由ですか。	っています。速やかに財務省に土地の方を返還するため
	に、解体工事等を行わなくてはいけない中で、有害物質等
	もあり、土壌汚染が確認されている状況ですとか。あとは

解体自体が古い建物ということで、基礎等の深さとか、立

	地条件的に、周りが住宅街ということもあって、焼却炉煙
	突の解体をどうしたらいいかとか、様々な問題がありまし
	て。そこの部分をクリアーにした形で、解体工事の設計を
	してもらう必要があったということで、やはり内容がどう
	しても多岐にわたってしまったというところは、1つの要
	因かと考えています。
分かりました。この業務は、分割というのはできるのです か、例えば半分、いわゆる分割発注ですけど。	内容を分けてということですか。
はい。	それがなかなか難しいところがあって。例えば、解体工
10.1	事を実際にするとしても、上を壊した後に基礎の部分を壊
	していくということになると思います。そこの中で土壌汚
	染が発見されたところについては、そちらも一緒に処理し
	なくてはいけないとか、建物を壊す際には有害物質がある
	ような建物については先に、例えばアスベストについては
	この建物については気をつけてやらなくてはいけないよ
	とか、どうしても連動してしまう内容になるので、分ける
	ことが難しかったという事情があります。
仮に株式会社オオバ東京支店も参加しない、ちょっと今は	
人振りができないというような状況であっても、分割発注と	話もあるため、そこは分けてということを考えられる部分
いうのは難しいということになりますか。	があるかどうかということは検討していた可能性はあり
	ます。ただ、実際問題としてどこを切り離せばいいかとい
	うのはなかなか難しいところです。
予定価格の算出過程ですが、参考見積りを株式会社オオバ	
東京支店とA社の両者から取って、これは平均値のようです	
が、その平均値を取った理由はどういうところにあるのです	スアルファーで、自分たちで計算した積算資料とかを用い
か。	て計算したものを組み合わせて考えたかもしれないので
	すが、今回2者から取れたということでしたので、どちられて信ってもませの実際に扱いは言うないかないいると
	かに偏っても市場の実勢価格とは言えないかなというと
なるほど。他の部署は最低価格落札方式を採用したり、あ	ころで、真ん中で取ったということです。 実際には各々の、例えば見積りの項目を見比べて、一番
るいは内容について過去の実績等を、それから市場調査をさ	
れて修正をしたりというように、適正な調達価格になるよう	
に工夫をしていますが、その辺の分析評価過程については平	
均値ということではなくて、少し考えた方がいいと思います	
が、いかがですか。難しいですか。	とで持ち帰りたいと思います。
なかなか適正価格は何かという算出、難しいとは思います	はい。
が、一定の合理的なものを追って、これなら今の時間の中で	
納得感があるというような形で、価格を設定していっていた	
だきたいと思います。	
これは解体撤去しないで、いずれにしても解体についても	今回は設計業務になります。
設計業務ですよね。	
この仕様書の中で、例えばこの実績要件なんかを入れてい	
ますね。	かhp/をわの1 > フ ~ し ?
入札公告。	参加資格のところですか。
そうですね、参加資格。この(6)以下について、いろいろ契約ませる。	
約実績を要求しているのですが、この契約実績を要求すると、	
やはりその分参加する方が限定されてきます。少なくなって キャナトわ	
きますよね。	
それは必須の要件ですか。	今回はかなり業務が多岐にわたっています。その中で も、当初は役務の資格とか、コンサル、工事コンサルとは
	も、自初は伎務の資格とか、コンサル、工事コンサルとは 別に役務の資格も必要かとか、もっと条件をつけていたの
	別に佼務の賃格も必要がとか、もつと条件をつけていたの ですが、省内の事前の公共調達委員会において、さすがに
	こ フ ル゚、´目ヒ コッノ 芋 ឤ ソノム

これは条件が多過ぎるよというような指摘がありました。 中でも必要なもの、例えば1級建築士とかも求めていたと ころですが、それも削除したりとか、一応緩和は図ったつ もりです。 はい、我々としてはそうです。 これでも緩和図ったつもりであると。 こういういろいろなその測量だったり、土壌汚染だったり、 今回は「国または地方公共団体が発注した」という条件 いろいろなものが含まれるとなると、場合によってはその共|を付けたのですが、ここが限定的にしてしまっている要因 同企業体みたいなものの参加を認めてもいいのかもしれませ の1つかなということで、1者入札だった後に分析したと んね。何か工夫しないと確かに。 ころです。 そうですね。ただ、民間だって構わないですよね。何か工 そうですね、ちょっとそこを工夫、今後に役立てたいと 夫する必要があるかもしれない。 思います。 これ、途中で仕様書の変更、契約の変更をしていますね。 はい。 今回の業務については解体撤去、解体工事をして、更地 これはなぜですか。 にした後に財務省に引き継ぐというのが最大の目的にな りますので、引き継ぎ先である財務事務所と相談しなが ら、今回の業務を進めていましたが、その中で、測量業務 について当初我々の仕様上想定してなかった共有物、境界 の上にお互いの境界をまたぐようなブロック塀があって、 それについても確認書を取り交わしなさいという話が、急 遽出ました。それについては、当初の仕様で見込んでいな かったところです。共有物が出て来たため、それについて も、周りの住民と書類を取り交わしなさいということで、 業務を増やさなくてはいけなくなりました。 ただ、その見合いで業務を増やしてしまうと、落札業者 としてはどこかを減らしてもらわないと履行期限に間に 合わないという話になり、協議をして、金額変更はせずに、 例えば登記関係については申請までは必ず行ってくださ いと。その後については我々が4月以降に行いますという ような形で、業務削減できるところを削減して、代わりに、 その共有物の覚え書きの書類の作成や取り交わしを追加 したという内容です。

(分科会長の意見)

この案件については、特にありません。

【審議案件6】

審議案件名 : POPs条約において廃絶が予定されている化学物質の毒性等調査業務

資格種別 : 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク)

選定理由:一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が高いため

発注部局名: 国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方: 日本エヌ・ユー・エス株式会社

予定価格 : 9,300,000円 契約金額 : 9,288,000円 落札(契約)率: 99.8%

契約締結日 : 平成 31 年 1 月 23 日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、日本エヌ・ユー・エス株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.8%である。

意見・質問	回答
一者応札の理由として、調達時期が遅れてしまったという ことですが、これはどんな理由があったのでしょうか。	ともあり、本省サイド、こちらの方で当然いろいろ話し合いながらやっていくのですが、どうしても時間が経ってし
	まって、この時期の契約になってしまったということです。
この公告、今回は入札までに20日間くらいですが、仮にも	予定価格を組むに当たってもう1者、2者からその見積

とより ロンはも田 マルト とうしょう とうも パケー しゃくき	かえだり フのウンナナスウ圧や1/41/インフのイトバ
う少し早い時期に公告を出し、それから入札が行われていた	
としたら、もう少し入札参加者は多かったと思いますか。	最低でも、このもう1者、あと今回入札説明書自体は欲しば、 ている ***********************************
	がっている業者がいて、検討したということなので、おそ
	らくもう少し早ければ複数の業者が入札に応じたのでは ないかと思います。
- 今回落札された日本エヌ・ユー・エス株式会社ですけれど	1 -
も、これは過去にも同じような調査をされたことがある業者	天旗のめる未有しり。
ですか。	
今回入札参加しなかったA社、ここも前から入札に参加し	はい。他の事業でもかなり実績がありますので、信用と
ている業者であったと。	しては問題ないと考えています。
今回1者になったことについては仕方ないとしても、予定	細かいところまでの分析というのはしていないのです
価格の算定方法ですが、これは参考見積りを日本エヌ・ユー・	が、少なくとも考え得るものとして、その2者を並べたと
エス株式会社とA社の2者から取って、単純に低い方を採用	きに、金額が極端にずれていたりしていた場合はそのずれ
したということですが、低い方が果たして本当に適正な予定	ている方、特に安い方に、どうしてこうなるのですかとい
価格なのかどうかということについては、何らかの分析作業	うことを聞くケースがあります。どうしても細かいところ
はしましたか。	になってしまうと、ちょっと知識不足とか。もちろん研究
	者にも聞くこともありますが、明確なその差がない場合
	は、それがどうしても似かよった場合、それが市場の実勢
	価格に近いのではないかと判断します。このケースにおい
	ても、さほど差はあるものではありませんので、市場の実
	勢価格に近いのではないかという判断をしています。
過去のデータとかとの比較はできるものなのですか。	必ずしも同じ業務とは、いえないので。
仮に、3年前に同じような調査業務があった場合に、仮に他	
の業者が落札したと。そのときの価格との比較とかは、どう	
なのですか。今回は高かったとか、安かったとか、そういう	
分析は難しいですか。	
	化学物質が異なると、全く情報量が異なってきますの
	で。そうすると、同類の調査事業自体が、ありますけれど
	も、いったいどれくらいかかってくるかというのは物質依
	存なので、そこのところは難しいと思います
今回の物質については、初めてだったということになりま	
すか。	というのは、少なくとも近年、要するに比較対照ができるような契約というのは、なかったです。
なかった。分かりました。最後に、落札率が非常に高くな	
なかった。	
定価格にして、そのまま入れられたということですね。	で。若干ほんの数パーセントですが、下げてきたのがある
	意味誠意なのかなと。そうイメージ的には考えています。
理していただければなというふうに思います。	わせて、本当に実勢に近いかというよりも、他の業者にも
-エンマイにに1/40(みななとヾ・ノペ・ノ(に心ヾ・より。	なるべく多く声をかけて、予定価格を算出していきたいと
	思います。
- この参考見積りについてなのですが、日本エヌ・ユー・エ	
ス株式会社のこの標題を見ると、「平成30年度大気汚染物質	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
に関する健康リスク評価に係る情報収集等業務」という標題	
で、この見積りが出されていて、他方、A社の方の標題は、	
本件と公告と同じ標題になっているのですが。これは同じも	
のなのですか。これタイトル、大気汚染物質というと、たく	
さんありそうな気がするのですが。	
	そうですね。
	本来、合わせないといけない。
何でこんなことになったのでしょう。	これは業者の方でこう書いてきてしまった。
	おそらく見積りを依頼する時点で、正確な名称が確定し
	ていない状況で、説明した内容を、業者がこのような仕事
	THE WALL OF THE CAME OF THE CA

と判断して名称を当ててきていたのに、我々が気付かなか ったというのが実情かと。 見積りを取る上で、どういうものを開示しているのでしょ 業者には仕様に近いようなものを渡していると聞いて うか。 そうすると、この日本エヌ・ユー・エス株式会社の積算書 この辺は、次回以降厳密なチェックを取るようにしま を見ると、これ人件費で、主席研究員の給料が幾らかみたい」す。チェックが甘かった。 なことをずっと出してきて、これは別にこの POPs に限らず、 POPs ではなくても当てはまるような内容の積算方法ですよ ね。人件費、業務費、管理費、一般管理費というような名前 なので。だから、余計にいったいどんなことが検討されて、 この金額が出されてきたのか、本当にどうなのかなと思うの ですけれど。 チェックを本当にしたのかなと。金額、そのトータルの金 はい。 額しか見ていないふうに感じないでもないのですけど。見積 りを取るのはいいのだけど、どんな業務を予定して、どのく らいの人員が投じられてというようなことはやはり国立医薬 品食品衛生研究所としても、ある程度予定価格を立てる前に 検討すべきではないかと感じます。 それと、この2者、見積りを取るのをこの2者に限定した わけですけど、他にもいろいろお付き合いのある、こういう いろいろなリサーチ会社みたいなのというのは周囲にあるわ けですよね。 その中でこの2者を選ぶというのは、何かこの2者が特に そうです。毒性情報を整理する事業について、これまで こういうことに長けているとかいう、そういう発想ですか。 委託してきた経験が豊富であるという実績に加えて、この POPs 条約に関する会議に我が国から参加するための事前 の事務的な準備を、この事業が他省庁で行われてきてお り、その事業を委託して実施しているのですが、両者は POPs 条約に関する知見が他者より豊富であると想定して いましたので、今回のように短時間で、作業量も多いと想 定される POPs 条約の対象となった物質の調査を行う事業 に関しては、確実にできるのではないのかなという、そう いう認識です。 そうすると、この2者以外にはちょっと入ってこられるよ はい。特に、時期的なもので、他に時期が、時間的に余 うな業者はいないかもしれないなという想定の下ですか。 裕があるのであれば出してくださるところもあるのかも しれないのですが、確実に出してもらったのがこの2者に なります。 そこら辺に問題があるのかもしれませんね。 (分科会長の意見) この案件については、特にありません。 【審議案件7】 審議案件名 : 高性能多目的質量解析システム (リース品) 1式 購入 資格種別 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため : 国立医薬品食品衛生研究所 注部局名 契約相手方 : 芙蓉総合リース株式会社 予定価格 : 9,612,000円 契約金額 : 9,612,000円 落札(契約)率:100% 契約締結日 : 平成 31 年 2 月 27 日 (調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。 意見・質問 口 再々リース契約というのは、可能だったのですか。 再々リースすることは、もともと考慮していませんでし

	た。当初の予定から平成31年3月31日までに再リースが終了した後に、4月1日付けで機器の買取りをする予定だったのですが、そのため会社の方に再々リースということを提合せはしてはいないのですが、特に問題なくそこについては可能だったというふうに認識をしています。
契約の中で再リース後は購入するという契約があったので すか。	契約上、特に明記していたわけではなかったのですが、 国立医薬品食品衛生研究所の予定として、再リースが終わった後には買取りという方向で、もともと予定をしていた ものと聞いています。
分かりました。この 961 万 2,000 円という金額ですが、これはどういう金額になりますか。合理的な金額かという質問です。	こちらの金額については、芙蓉総合リース株式会社に写
それは適正だということの分析はされているのですか。	減価償却の関係で、算定した金額と比較すると、若干年回の買取り金額961万2,000円はちょっと割高かなと計算したところ考えていましたが、ただ、実際に価格交渉的なことを行いまして、もう少し値引き等可能かとかも確認にしたのですが、それはちょっと難しいということで、結局芙蓉総合リース株式会社の価格で契約しました。
仮に再々リース契約も可能だったという先ほどの説明ですが、仮にそうだとすると、これからの使用期間のことを考えたときに、購入の方が経済的に有利と判断したということですか。	合との賃貸借リース分の金額を勘案していくときに、この
直近のリース契約のものですね。 再リースでまた今後やるとすると、もうちょっと安くなり そうな感じではありますね。	芙蓉総合リース株式会社に今後仮にリースを、また再リースした場合の金額を確認したのですが、その場合であっても金額というのは、この30年度分の金額は変わられたと回答を得ております。
一般的にはこのリース、5年間リースだと、5年間リースで 償却も終わって残りはゼロになるはずなのですけどね。先方 も商売だから、高く売れれば高く売りたいということなので すかね。分かりました。それと、今後の新しいもう少し高機 能ものもどんどん出てくると思うのですが、それとの対比も されていましたか。	
高機能製品というのはおそらく出てくるのではないかと思うのですが、5年もたてば、あるいは6、7年たてば、そういうものとの対比みたいなものも考えても、これを継続したほうが得だという結論に達したわけでしょうか。	ですが、ずっとデータが蓄積していますので、機械自体
要するにバックアップ機としては、これが最適ではないかと思った、ということですかね。データというのは別に移行しようと思えば移行できるのだろうと思いますが、使い勝手がいいこともあるのでしょうかね。	
(分科会長の意見) この案件については、特にありません。	

【審議案件8】

審議案件名 : 国立感染症研究所ハンセン病研究センター標本材料棟改修工事の変更契約

資格種別

選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため

発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 大成温調株式会社 予定価格 : 45,092,000円

契約金額 : 45,092,000円 落札(契約)率:100%

±77.6/2.6/2.4/4.17

契約締結日 : 平成 30 年 11 月 21 日	
(調達の概要)	
会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を行った。	
意見・質問	回 答
そもそも、最初の機械が A 重油対応の発電機を使われてい	
て、資料 8-1 の調達においては、軽油に変更されているので	
すが、それは何か合理的な理由があったのですか。	
例えば燃費の問題とか、そういったことももちろん考えて	
いらっしゃると思うのですが、A重油と軽油を比べたときに、	
1 円当たりの発電料からすると、どんなふうになるのか、調	
査をしていたのでしょうか。	
わざわざ発電機を軽油に変える意味って、当初の調達の中	そこは確認するところですが、もしかしたら意見の相違
であったのですか。	があって、こちらとしては A 重油で計画をしていたとこ
	ろ、実際は軽油ということで契約後にそういったことが分
	かったということなのかもしれないです。
最初の⑧-2の資料ですが、内訳明細書の中で自家用発電機	ちょっと確認しますが、もしかすると仕様上、そこら辺
の品番がありますが、これは新しく調達した予定表の中の品	が欠落していたかもしれないです。
番と全く同じですが、部品を変えれば A 重油に変わるという	
ような説明もあったのですが、最初の調達の中で、軽油だと	
いうことをどこで限定していたのですか。この品番で表現さ	
れているということではないということのようですので。	
今回の調達で言いますと、タンク容量を 90L から 385L に変	はい、変更契約はそういう内容になっています。
更したということと、同じ発電機の中で軽油から A 重油に交	
換するための部品交換をしたと。それが 200 万円と、そうい	
う意味ですね。	
そうすると、今、私の質問について、その燃費をきちんと	これは国土強靭化の話があって、72 時間連続稼働しな
考えて、最初は軽油にして、途中で何らかの理由で A 重油の	
元に戻したという。それはなぜかということを調査してくだ	続稼働ができないという状況で、それで重油への切り換え
さい。	と、タンクの更新が必要になったと。
でもこの72時間稼働という目標がありますが、変更後の新	
しい発電機においても 385L の燃料を新しくしても 12 時間し	_ , ,
か連続稼働できないのですよね。それで72時間といったら6	電機のタンクの方に入れることで。
倍ですけど、どういう意味の 72 時間ですか。	

はい。

6 回分を補給できると、貯蔵していると常に、そういう意 味ですね。

これは最初から A 重油で、あと 72 時間稼働であって、2.8 時間しかもたないような機械を当初の計画に入れるというこ┃した設計事務所の積算書をもって、予定価格としたという との不効率さが少し問題かなと。分析が至っていなかったと いうところが問題かなと思っていまして、この調達自体につ|般競争の資格の取扱いについてと、別記、法を適応して算 いては、タンク容量の変更と、発電機の部品交換ということ 出をしているところです。 で、200 万円ということですので、それほど重大な問題はな いというように思いますが、その辺の調達の過程の中で、き ちんとした分析が行われなかったということが問題だと感じ ています。

こちらの予定価格調書に記載していますが、設計を依頼 ことで、全入札価格の基準が厚生労働省の規程、並びに-

あと、最初の調達の中で予定価格の算出がありますが、こ	
れはどのようにして予定価格を算出したのですか。	
「設計を依頼した設計事務所の積算書をもって予定価格を	
算出した」とコメントがあるので、おそらくそういうように	
されたのだと思いますが、国立感染症研究所での価格の妥当	
性について、何らかの分析過程はありましたか。	
⑧-2 が当初契約分ですよね。これは結局どうなったのでし	⑧-2 に結果だけが印刷しています。
たか。これは2者で、これは競争入札の結果はどうなったの	
でしたか。	
入札結果はどこに書いてありますか。	開札調書があります。
2回目で落札ですね。	はい。1回目は予定価格に達していないということで、
	2 度目の開札を行いまして、それで大成温調株式会社が予
	定価格内ということでしたので、落札という結果になりま
マの魚のの仏授寺は、これははよれて	した。
この®-2の仕様書は、これは読めません。	はい。工事の仕様とか、ちょっと字が細かくて見づらい ところではあるのですが。
この中には軽油を使う、何時間を運転させる、そういうこ	
とは書いてあるのですか。これは何の特定もしていないので	それで72時間連続稼働というのが上がってきまして。
すか。持続時間がどう、使用燃料がどう、冷却工事がどうと	
いう、そういうような仕様としては。	
それは機器の仕様の問題ではなくて、この運用も含めて72	はい。
時間を確保しようとするわけだから、仕様の中に入ってきま	
せんよね。	
当然入ってこないと思うのだけれど、どういう仕様でもっ	
て、この入札公告をかけて、それでこういうことになったの	
かが、ちょっと不自然だなと思うから聞くのですが。そうす	
ると、業者が決まって、工事が始まって、業者がこっちの方	
が良いじゃありませんかというような営業をかけて、「ああ、そういうものがあるのだったら、そっちがいいのか」という	
ことになったのでしょうか。どうしてこういうように、先ほ	
どの質問にもあったのだけれど、こうなったのはどうも経緯	
がよく、ちょっと変だなと思うものだから。	
では、それは次回に報告をしていただくことの中に入れて	次回に。
おいてくださいね。	MEIC.
文章が分からないのだけど、この変更計画理由書の中の今	72 時間連続稼働になるということ。
般政府が、真ん中辺に「また」というのがありますよね。「ま	
た、今般政府が実施するうんぬん」とこういうことが書いて	
あるのだけれども、ここは何を意味しているのですか。「重	
要インフラの緊急点検で感染研が点検対象とされており、こ	
の点検結果に対する対応に大きな影響を与えることとなる」	
との、「与えることとなる」というのはどういうことを言い	
たいのでしょうか。	
政府の重要インフラの緊急点検の点検項目の中に、こうい	こちらの方で示した資料の中に 72 時間という記載をさ
うものでは 72 時間連続運転ができるようにというのが何か	せていただいて、実際政府の方では。
入っているのですか。	
何か重要インフラの緊急点検の点検項目の中に何かがあっ	
て、その点検項目に合う、合わないというようなことにつな	で、そこを確認して、お答えをしたいと思います。
がるということを意味しているのか、それとも何か他のこと	
なのか、ここで書かれていることで、意味がよく分からない	
から聞いています。	
これを書いたのはあなたではないのですよね。	
(分科会長の意見)	
この案件については、特にありません。	

【審議案件9】

審議案件名 : 牛胎児血清の購入契約

資格種別 :「物品の販売」(「A」、「B」又は「C」ランク)

選定理由:一般競争入札を実施している案件中、落札率が100%であるため

発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 岩井化学薬品株式会社

予定価格 : 9,745,920円 契約金額 : 9,745,920円 落札(契約)率:100%

契約締結日 : 平成 31 年 2 月 15 日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、3者応札があり、岩井化学薬品株式会社が契約の相手方となった。落札率は100%である。

意見・質問 回 答

参考見積書を出してきた販売代理店が3者あります。それぞれ少し価格の開きがあるのですけれども、これはそういうものなのですか。同じ商品を指定されているということであれば、もう少し近い価格が出てもいいのかなと思うのですが。

今回、A社がもともと販売するものを、小売代理店 3 社で取り扱っているということなのですけれども、その 辺が私も少し気になりましたので、落札をした岩井化学 薬品株式会社には確認をしましたが、小売業者と製造元 との間にランク付けというか、岩井化学薬品株式会社は 特約代理店という位置付けらしいのです。やはりそうい う位置付けによって、それぞれ卸す価格というものがち ょっと違ってくるという説明でした。

岩井化学薬品株式会社が、最も高いランクに属しているということですか。

そうですね、この3者ではおそらくそうではないかと思われます。

参考見積りの中で、最低価格を採用して予定価格としたということですね。

はい、そうなります。

そこまでは確かに間違ってはいないとは思いますが、果たしてこの採用した最低価格が、市況の実勢価格等を反映したものであるかどうかということの調査というものを、少し科学的にやっているのですか。それとも、そのまま最低価格を採用ということにしたのですか。

こういった大規模な調達ではない小さな事業で、4本や数本の単位で過去に購入した事例があったのですが、そういった場合はやはり1本、4万3,000円から6万円という価格で販売しています。今回、事前に参考見積りを取った段階で、これを大きく下回る3万4、5,000円程度というような価格が提示されましたので、これは実勢価格からしても、320本という本数というスケールメリットもあり、かなり安く買えるということを確認した上で、この見積書を採用しました。

では実勢価格を反映されたものだと判断したということですね。

はい。

入札公告が1月29日、見積りを取ったのが2月8日、予 定価格が2月12日で、2月15日に入札。すごいスピーディ ですけれども、これはいつもこんな感じですか。

今回、ロットを指定するまでに、最初に3つの事業に おいて、平成30年9月から10月にかけて購入したいと いう話がまずありました。この購入の本数について、過 去の使用実績や今後の研究内容などをもとに購入の本数 を決めて、購入計画を平成30年9月から10月の辺りに 取りまとめました。今回、ロットの指定ですけれども、 これはロットを指定して購入しないと前々から培養して いる細胞との相性というものもありますので、9月から 10月に購入を決定した後で、複数のサンプルを取り寄せ て、今回は10件程度のサンプルを取り寄せた上で、どれ が一番、研究部で持っている細胞に相性がいいかという ことを、いわゆるロットチェックを行いました。これを 1 月下旬頃まで実施して、どれを購入するということを 決めた上で、今回、正式な体系の手続に入ったのですけ れども、実際はもう少し前の段階からこうした下準備を 行っていましたので、正式な書類の処理に関してはスム -ズに行うことができたということになるかと思いま

	す。
物の性質から、9月ぐらいから準備を始めて、その後とん とんと進めていったということになるのですよね。そのサン プルを取り寄せた先というのは、どこなのですか。	取り寄せは、A社と数社ということなのですけれども、 そこも何社の製品ということは、確認します。
A社というのは、もともとの。	そうですね、今回、購入。
購入を決めた。では、本社から取り寄せた。	サンプルに関しては直接。今後、購入予定があるということで、無償サンプルが通常提供されるということなのです。
実際、決めた後の購入は、自分の所の日本の代理店とやってくれという話ですね。	はい。
実質、随意契約みたいな感じで進んでいるのですね。と言うのは、予定価格の内訳を見て、また見積書を見ているのですけれども、全部同じ金額、入札額と見積額と3者とも同じ額ですよね。だからこの3者というのは、恐らくは話し合って、この金額で入れようということではないのですか。	すみません、そこは。
何も話がなかった、何も調整がなかったら、おそらくこの見積書と同額で入れるということは、きっとないでしょうし、1 者ぐらいは違うのがあるだろうし、だけど全部同額というのは、やはりこの場合だと岩井化学薬品株式会社が結局落とすことにして、競争入札の外形だけは取ろうというような、こんな感じに見えるのだけれども、そうことはないですか。	そこの話し合いについては、承知をしていないのですけれども、見積書と同額であることに関しては、A社の各社への卸価格も、その段階ごとに決まっているというようなことがあるようですので、業者同士で話し合ってというよりは、実際はA社から直接購入ができれば一番いいのですけれども、この業者に関しては、役務の提供の資格しか持っていないようで、基本的に商品に関しては代理店を通してしか購入できないということです。ただ、他の代理店が参入してくる余地も皆無ではないと考えましたので、一般競争入札という形で調達したところです。
そうすると、B国のA社が価格を決めていて、それぞれの 代理店が他に売る価格を決めているのではないかと、想像す るということですか。	業者も当初の見積りから、恐らく一定の利益率等を見込んで、A社からの卸価格に利益を加えた額で提示したと思いますので、それが当初から適正な見積りをもらって、結果的に入札に関しても同額になったものと推察はしています。
そこの辺に自由が働くのであれば、見積額と違う入札があってもおかしくないのではないかなと思うのですよね。	そうですね。
(分科会長の意見) この案件については、特にありません。	
【	

【審議案件10-1】

審議案件名:薬剤耐性研究センターにおける什器の購入及びレイアウト変更 資格種別:役務の提供又は物品の販売-(「B」、「C」又は「D」ランク)

選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため

発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 尾崎理化株式会社

予定価格 : 5,901,147円 契約金額 : 5,901,147円 落札(契約)率:100%

契約締結日 : 平成31年2月28日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、尾崎理化株式会社が契約の相手方となった。落札率は100%である。

【審議案件10-2】

審議案件名: 薬剤耐性研究センター実験室における什器の購入及びレイアウト変更 資格種別: 役務の提供又は物品の販売- (「B」、「C」又は「D」ランク)

選定理由 :一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため

発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 尾崎理化株式会社

予定価格 : 5, 207, 814円 契約金額 : 5, 207, 814円 落札(契約)率: 100%

契約締結日 : 平成31年3月8日

(調達の概要)

落札率は100%である。	
意見・質問	回答
一者応札の理由で、これは仕様の最終案が決定するのに日	担当者といろいろ調整をしたのですが、最終的に内容
数を要したと理由が書いていますが、どのように日数を要し	が固まったのが遅くなったという状況です。
てしまったのですか。改修時期が遅れたなどということです	
か。	
もう少し早く出来なかったのですか。	事務的には早く仕様を固めたかったのですが、先生の
	都合がつかなかったと聞いています。
審議案研 10-1 は管理棟、10-2 は実験棟ですか。	はい、こちら実験室における什器の購入と書いており
	ますけれども、これについては研究棟がありまして、そ
	この実験室における什器の購入とレイアウトの変更にな
	ります。
この 2 つとも調達時期というのは非常に似たような日付	専門性というか研究機器は特別な製品ということと、
ですが、2 つに分けた理由はどういうところにありますか。	実際、実験室のガス管や水道管の切離し、接続、電気配
	線の工事など、ちょっと事務メーカーではしづらいとい
	うこともあり、そこで分けました。
一緒に調達しても特に問題ないのではないですか。	片や机や椅子などの事務であって、もう 1 つは実験台
	や流し台、研究機材ということです。
	居室と実験室をやりたいという相談があったときに、
	一緒にやるべきではないかということを検討したのです
	が、確かに一緒にやることもできたとは思うのですが、
	居室については分けたほうが、実験室の機器等を扱って
	いる以外の業者もより参入出来るのではないか、競争が
	より働くのではないかという考えがありまして、ここは
	分けてやろうということになりました。結果的には、1
	者しか入札してなかったので、一緒にやった方が良かっ
	たのかもしれませんが、当時は分けて入札をやりましょ
	うということになりました。
1,000 万円を超えないがために、2 つに分けたのではない	当初、予算として4、5百万程度ということも聞いてい
のかなというような見方もできるのですが、その辺はいかが	たので、もしかしたら超えるかもしれないというのは、
ですか。	頭にはあったのですけれども、そこは競争性が働く、も
	しかしたらより参加してもらえるという可能性を考え
	て、そちらを取るべきではないかという中で、今回は分した。
	けて実施しました。確かに 1,000 万を超えてしまったので、今、考えると一緒にやった方が良かったのかなと思
	で、う、考えると一緒にやった方が良かったのかなと思 うところはありますが、でもそれを避けるためというわ
	りところはめりまりが、でもてれを避けるためというわけではなかったです。
でも同じ業者が、同じ期間の中でやっているわけで、実質	ではながったとす。 確認ができてはいませんが、事務器とやはり実験室の
	機器などですと、精密機器ですので同じ人がやっている
的には業務内容というのは、同じ人が管理棟であったり、実 験室であったりしているのではないですか。	機器などですと、積名機器ですので同じ人がやっている ということは、たぶんないとは思うのですが、それぞれ
rong 土 くのアフルンソ しくく 'る'Vノ くりょ/よく・くり ガ*。	こいりことは、たぶんないとは思りのですが、それぞれ に人は手配がされているとは思うのですけれども。
作業効率を考えたときに、トラック1台で管理棟及び実験	一応、検討するときにそういった、一般的な話として
作業効率を考えたとさに、トラック I 古で官理保及び美線 棟の同じ机を運んで来られるわけで、それをわざわざ 2 つに	- 一心、検討するとさにですいった、一般的な話として 業者の納入に当たって、価格が一緒にまとめた場合と分
保の同じ机を進んで来られるわけで、それをわさわさるかに分けて持ってきたかどうかは定かではないですが、同じ工事	乗有の納入に目につく、価格が一緒によどめた場合と分 けた場合などでどれくらい違うかということは、聞いて
ということであるならば、むしろそういった効率的な方法も	けた場合などでとれてらい遅りがということは、聞いて はみたのですけれども、品物についてはそもそも購入す
ことうことであるよりは、ぜしつてりとつに効平的な力体も	YAV//ICV/ C 7 Y/AVC ひ、四7//C /V·(YAC むて も無人 9

考えられたにもかかわらず、契約を分けてしまったということになると、仮にA社B社2つが落札したとすると、非常に不効率な調達の内容になったとはお考えになりませんか。

るメーカーが違うので、あまりそこでの価格は変わらないと。ご指摘がありましたように、人のところがもしかしたら変わるかもしれないけれどもということで、当時、最初のこちらの想定としては、同じ日ではなくて薬剤センターの中でも取れる日数は限られるので、逆に分けてやるということを考えていました。そこについても、もしかしたら下がるかもしれないけれども、あまり影響がないだろうと。それよりも一般の事務器メーカーが入ってくれたほうが、競争が働くのではないかといった考えです。

作業が土日の作業になったのですか。23、24 は土日なのですか。

はい、土日の作業ということで、3月の後半で3月23、 24日に搬入と設置という内容になっています。

そうするとそれが仕様書の中に反映されているのですか。

仕様書なのですけれども、作業日については当方の職員と十分に打合せをするようにということでしたので、 その時点で土日ということは明記していませんでした。

それはどうですかね、非常に重要な要素の1つだと考えれば、最初から仕様書の中に土日作業でお願いしますというようなことを入れてあげたほうが、受ける側にしてみればよろしいのかなという気はしますが、いかがですか。

はい、そのとおりだと思います、次回以降、そこは気 を付けて日程などもしっかりと仕様書に反映していきた いと思います。

土日作業でお願いしますというのは、何らかの法律に触れることもありますかね。

作業をお願いする方としては、たぶん、法律に引っか かるのではなくて、雇用者の方がそこはどうされるかだ と思いますので、発注すること自体は問題ないと思いま す

業者によっては絶対土日はやらないという業者であれば、 最初から申し込まない、あるいは検討する時間を取らないと いうことになるので、その辺の重要な情報については、仕様 書の中に記入れておいてください。 はい。

この仕様の最終案が決定するのに日数を要したというのは、理由にならないと思います。国民の税金を使って競争性を高めてできるだけ安くという、そういう要請からすれば、もっと早くやるべきです。これ全体を見ると、入札公告日がかたや2月13日で、入札日が2月28日、それから工事が1か月の間にやる、これは通常の感覚からいったら無理だと思います。これは、A社やB社など、参考製品ということでやっていますけれども、これはおそらく実質的にほとんど製品の指定だと思うのです。そうすると、もしこういうスケジュールだったら、あらかじめA社に発注しておかないと間に合いません。こんなことを普通にやってできるわけがない。

客観的に見て、そういう指摘されるということは真摯に承らなくてはいけないと思いますが、実行上、事務局としてそうやったことはないですけれども、確かに年度末にこのショートなスパンでやるということ自体が、参入業者を狭めるということでした。実際に、1 者しか入札しなかったので、仕様書を配って応札しなかった業者話を聞いても、やはりこの日程だと人の確保などが厳しいというのを聞いていますので、そこについてはしっかり入札の日程を取った上で、調達を図るということに努めていきたいと考えています。

だから、このようにぎりぎりまでやったのは、この尾崎理 化株式会社に受注させる目的でやったのではないかと、勘繰 られてもしょうがない。こんな短期のスケジュールでやるの は、おかしいですよ。もともとこの参考製品みたいなものを 指定するのもおかしいとは思いますけれども、それはあえて 言わないとしても、こんなタイトなスケジュールで、一番早 いのですら2月13日の入札公告日から、3月31日に工事を 終わらせるというのは、おかしいです。何かあったと勘繰ら れてもしょうがない。それが嫌であれば、もっときちんと入 札公告日と入札日の間に時間をおくべきですし、工事だって 時間を取るべきです。そうでなくては、職人手配だってでき ないはずです。こうやれるのであれば職人だって用意した り、あらかじめやっておかないと、準備しておかないと間に 合いません。それが間に合うことでやれているのだから、こ れはツーツーの関係にあったとしか思えません。私の印象は そうです。何か言うことはありますか。

(分科会長の意見)

はい。

そうですね、人の手配もそうですし、資材だって確保でき ないはずです、こんな短期間では無理です。

27都府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室 電話03-5253-1111(内7965)